

住生活基本計画と

公団自治協の対応について

菅義偉内閣が新たな「住生活基本計画」(2021～30年度)を閣議決定(3月19日)しました。計画は国の住宅政策の指針とされ、5年ごとに見直されています。コロナ禍は、失職と同時に住まいも失うなどの事態を招いた日本の住宅政策の脆弱性を改めて浮き彫りにしました。今回の計画は、そのさなかに議論されたにもかかわらず、住まいの安全網が機能不全に陥った政策への検証や反省がなく、解決方向も示されていません。コロナ禍の教訓を踏まえない計画では、国民に安全と安心を保証する住宅政策は実現できません。計画は、コロナ禍がもたらした「社会環境の変化」の視点や、「新たな日常」に対する「新しい住まい方の実現」の目標などを記しました。ただ、示された基本的な施策は住宅内テレワークスペースの確保などの推進で、コロナ禍の深刻な住宅事情を全く反映しない内容になったことは重大です。

計画の策定にあたり、公団自治協は政府・国交省に対して意見を提出しました。その要旨は次の通りです。

- ①「住宅は国民の生存権を保証するものである」ことを明記し、それに見合う国・自治体の責務を明確にすること。
- ②機構25条4項の家賃減免を実施し、国はこれに対する財政支援をおこなうこと。
- ③公営住宅への定期借家制度の導入はやめ、公営住宅の拡充入居基準の緩和を図り国民の居住確保に国・自治体が責任を果たすこと。

④セーフティネット住宅の整備は全国でも低迷している。実態の分析と反省なしに拙速に進めるべきでない。

引き続き、私たちの要求実現のために公団自治協とも連帯し運動を進めていきます。

夏まつり中止のお知らせ

自治会では毎年7月にお最後の土・日に夏まつりを行っていましたが「コロナまん延防止等重点措置」がだされ、藤沢市からもイベントなどは自粛するようとの要請があり、団地居住者の楽しみである「夏まつり」とはいえ、皆さんの安全を確保するためにも実施するのは難しいと判断しました。

来年以降、新たな状況が生まれ実施できる様になった場合には是非参加ご協力いただけるようお願いいたします。

新型コロナウイルス

について

新型コロナウイルスの感染者急増を受け、神奈川県は国による「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」に指定されました。藤沢市も含まれた期間は8月22日迄です。

7月22日から五輪開催に伴い4連休になり、人の流れや活動が活発になると予想されますが県をまたぐ移動や不要不急の外出は自粛頂けますよう、よろしく願いいたします。

マーケット前広場時計台・ アーケードの撤去について

UR 西コミュニティからマーケット前広場の時計台と黄色いアーケードを、老朽化のため「時期は未定ですが撤去を決定した」と自治会に連絡がありました。

アーケードは夜間には街灯としての役割をもっていますし、時計台は広場を利用している皆さんが良く見えています。

外見上は腐食等もほとんど無く危険性は感じられませんので補修すれば良いと思います。

自治会としては地域の安全安心、防犯上も必要と考えています。

会員のみなさんのご意見をお寄せください。

各所修理のお知らせ

・第1集会所雨漏れと天井落下3カ所

2月頃より雨漏れのため天井が一部落下しているが中々直してくれないと相談が有りました。自治会で調査しUR西コミュニティの建築担当の方に報告したところ、7月6日に直接調査して頂きました。原因は分かりましたが、「修繕費が高額になるため直ぐには出来ないが、台風前には修繕したい」との回答を頂きました。

・憩の家前通路の「砂場横と公園スロープ」との段差

土砂が流れ段差が有り、高齢者の方には大変危険です。改修を申し入れたところ、「コンクリートを打設し段差解消と、土が流れ今後段差が出来ないようにする」との回答を頂きました。仕様について「ちびっ子幼児教室」と調整中です。

・第2集会所下駄箱前にスノコを設置

靴の出し入れ時にスノコがないため不便との要望が有りましたので、設置要望を

致しました。

ゴミの出し方が

非常に悪くなっています

ゴミの出し方が非常に悪くなっています。前日に出したり、ネットの上にポイ捨てされているのが目立ちます。

ゴミはネットの奥の方に入れましょう。またネットに隙間が出来ますと、カラスが2～3羽協力して網を持ち上げごみ袋を引き出します。

カラスに荒らされゴミが散乱し衛生的にも悪く、見た目もよくありません。

「藤沢市ゴミ収集カレンダー」のパンフレットを見てルールを守って出しましょう。

自治会からのお知らせ

<夏休み>

◎8月8日(日)～8月15日(日)

◎来客用駐車場の貸し出しは

1週間前からです。

*管理サービス事務所は通常業務です。

(水・日・祭日は休み)

☎81-6453

◎緊急時の連絡

(断水・漏水・排水管のつまり等)
自治会事務所・管理事務所休みの日中や
夜間緊急時については下記の

J S 緊急事故受付センター
(24時間受付)へ電話してください

☎0570-002-004

☎048-839-0901

